

第4章

地域福祉推進のための 取組

基本目標Ⅰ 地域福祉を支えるひとづくり

活動目標1 福祉意識の醸成

現状と課題

生活意識の多様化や少子高齢化などにより、地域社会での交流の機会が減りつつあります。自ら解決できる課題は、自らの力で解決するのが大前提ですが、自分だけでは解決できない課題については、家族や近隣住民、自治会といった地域コミュニティで解決できるよう、日ごろから関係性を構築することが重要です。これまでの取組により、地域住民同士の支え合いの意識は高まっているものの、市民全体に浸透しているとはいえない現状であり、地域福祉を活発に進めていくためにさらなる意識啓発が必要です。

今後も引き続き、次代を担うこどもたちを始めとした住民の意識の高揚を図るための啓発活動はもちろん、学校、地域、職場等において、交流活動、体験活動等福祉を身近に感じることでできる福祉教育を更に推進し、福祉の心を育てることを始めとして、福祉課題を自分自身の問題と捉え、地域住民同士で協力し合う地域福祉意識の醸成が必要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) こどもからはじめる福祉教育の推進

福祉に関する広報や啓発活動を充実させ、こどもから大人までのあらゆる世代を対象とした福祉教育の展開を図り、地域に暮らす社会的に弱い立場の方も地域社会の大切な一員として尊重される福祉意識の醸成に取り組みます。

実施目標(2) 福祉活動への参加促進

地域での交流を促進し、住民がお互いを理解する中で、他人事になりがちな地域づくりを我が事としてとらえることで、地域における支え合いや助け合いの大切さについて理解を深め、住民の参画意識の醸成を図る取組を行っていきます。

誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現を目指し、支え手側と受け手側に分かれることなく、福祉サービスを必要とする方も含め様々な人に啓発活動を行い、福祉活動への参加を促進します。

実施目標(3) ユニバーサルデザインとバリアフリーの普及啓発

誰もが暮らしやすい地域社会を目指し、ユニバーサルデザインの考え方や情報の提供、施設のバリアフリー化や心のバリアフリーを推進するための普及啓発を進めます。

それぞれの主な役割

住民
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動等での体験を、大人からこどもへ、こどもから大人へ伝えていきます。 ○ 広報紙やホームページ等を通じて、積極的に地域の情報を入手します。 ○ 地域の行事や福祉活動、福祉体験学習会等に積極的に参加し、地域での出来事に関心を持つように心がけます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の企業や社会福祉法人等と協力して、各種活動に取り組みます。 ○ 外国人との[*]多文化共生に努め、地域の一員として受け入れます。 ○ 新しい人が活動に参加できるように、情報伝達の方法を工夫します。 ○ ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点に基づいた取組に努めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校との協働により、福祉教育・ボランティア学習プログラムを実施します。 ○ 社協だよりやホームページ等で地域福祉活動を紹介し、活動への理解と参加を促進します。 ○ ユニバーサルデザインやバリアフリーの必要性を理解してもらうため、<u>ガイドヘルプ</u>等の福祉体験会を実施します。
市
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校で福祉学習に積極的に取り組みます。 ○ 外国人も共生の理念、日本の風土・文化を理解できるよう啓発に努めます。 ○ 市広報やホームページ等で情報発信し、地域福祉の啓発・参加促進を行います。 ○ [*]NPOや[*]市民活動支援センターを通じたボランティア等の人材養成の支援により地域の交流を促します。 ○ <u>聞いて得するふるさと講座（通称 出前講座）</u>の実施や福祉に関する講座等を開催します。 ○ 公共施設・設備のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を推進します。 ○ 障害のある人が必要な援助や配慮を受けやすくするための「<u>ヘルプマーク</u>」や「<u>サポートマーク</u>」、障害者等専用駐車場（<u>やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度</u>を含む。）の普及啓発に努めます。 ○ 盲導犬、介助犬、聴導犬等の受入れについて、理解の促進、啓発に努めます。

主な事業・取組

実施目標	事業又は取組	担当部署
(1) こどもからはじめる福祉教育の推進 <1>	①総合的な学習の時間等における福祉学習の実施	学校教育課
	②ボランティアセンター事業 ③共同募金配分金事業	市社会福祉協議会
(2) 福祉活動への参加促進 <2>	①聞いて得するふるさと講座（通称 出前講座）等の実施	暮らし安全課 福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て推進課 こども相談支援課 健康増進課 生涯学習課
	②地域福祉活動推進事業	市社会福祉協議会
(3) ユニバーサルデザインとバリアフリーの普及啓発 <3>	①公共施設・設備のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て推進課 こども相談支援課 建築課 教育総務課 生涯学習課
	②地区公共用施設補助金	地域振興課
	③ヘルプマークやサポートマーク、「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知、盲導犬、介助犬、聴導犬への理解促進	障害福祉課
	④ボランティアセンター事業	市社会福祉協議会

活動目標2 福祉の人材育成の推進

現状と課題

それぞれの地域で活動する福祉活動団体等は、各地域の目的や地域の特性に応じた活動をしており、地域福祉の重要な役割を担っています。しかしながら、長年にわたり活動してきた団体等において、会員の高齢化等により活動を縮小したり、団体の維持が難しくなり、解散を余儀なくされる事態が発生する等、新たな会員の加入が少なく、人材の育成が進んでいない状況があります。

こうしたことから、地域福祉の推進に参画する人を増やすための取組を実施していますが、自らグループを立ち上げ活動し、継続させていくことは容易ではないため、人材の発掘や養成を図るとともに、活動を支援することが必要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 地域福祉活動の人材発掘と養成

地域福祉活動の担い手不足を解消するため、新たな担い手の発掘や養成を行っていきます。

また、福祉課題を抱えた人も、地域社会の一員として尊重され、地域の担い手の一人として参加できる仕組みづくりに取り組みます。

さらには、拡大、多様化する福祉・介護ニーズに対応できるよう、県や県社会福祉協議会及び関係機関・団体等と連携を図ります。

実施目標(2) 地域福祉の担い手の活動支援

地域福祉を推進するためには、地域福祉の推進役である地域活動のリーダーやコーディネーター等の活動を活性化することが重要であり、そうした活動をサポートすることで、自主的な地域福祉活動の底上げを図ります。

実施目標(3) 福祉サービス提供者の育成と確保

多様化する市民のニーズに効果的・効率的に対応するため、住民相互が支え合う地域社会を目指し、様々なサービスについて、民間活力の導入等を進めます。

それぞれの主な役割

住民
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉に関する情報を収集し、研修会等に積極的に参加します。 ○ 担い手を確保し、地域での支え合いを維持していくために、地域内の活動の場に積極的に参加します。 ○ 福祉サービスの仕事を知り、理解します。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士等の育成に取り組み、質の高い福祉・介護人材の安定的な確保に努めます。 ○ 高齢者のニーズに応じ、地域に不足する生活支援サービスの創出や担い手の育成などを行う[*]生活支援コーディネーターの活動支援に努めます。 ○ 地域内の活動者がお互いの活動を理解し、連携体制を図るための情報交換の場を通して、スキルアップにつながる活動を積極的に行います。 ○ 福祉サービスの提供や地域福祉の活動を推進します。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ○ [*]福祉の輪づくり運動の担い手養成を目的とした研修会を県・市・県社会福祉協議会や関係機関・団体と連携し受講できるよう支援します。 ○ 民生委員・児童委員、福祉員、友愛訪問グループ員の地域での活動の周知と研修等による支援を行います。 ○ [*]小地域福祉活動の担い手の活動を支援します。
市
<ul style="list-style-type: none"> ○ 手話通訳、要約筆記等のコミュニケーション支援の人材育成に努めます。 ○ [*]地域活動リーダーや生活支援コーディネーターの育成・資質向上の取組を進め、福祉活動の活性化を促進します。 ○ 市民活動支援センター、市社会福祉協議会と協力して、民生委員等の地域活動を支援します。 ○ 福祉サービス提供事業者との情報交換の場を設けます。

主な事業・取組

実施目標	事業又は取組	担当部署
(1) 地域福祉活動の人材発掘と養成 〈4〉	①地域福祉活動推進事業	市社会福祉協議会
(2) 地域福祉の担い手の活動支援 〈5〉	①民生委員児童委員関係事業	福祉総務課
	②民生委員児童委員協議会事業	市社会福祉協議会
	③地域福祉活動推進事業	
(3) 福祉サービス提供者の育成と確保 〈6〉	①介護支援専門員研修会・情報交換会	高齢福祉課
	②防府市地域総合支援協議会	障害福祉課

活動目標3 ボランティア養成と活動の推進

現状と課題

市民一人ひとりがボランティア活動に参加できるよう、これまでも「だれもがワンボラ運動」を推進し、その運動のマスコットとなる「つぼみちゃん」を作成・PRすることで、情報提供やボランティアの養成・活動支援を行ってきました。

しかし、市民アンケートでは、ボランティア活動に参加したことがある人の割合は少ない状況でした。

そのため、ボランティアに対する関心を高め、参加しやすくするための情報提供や養成・活動支援を更に充実させるとともに、活動拠点の機能の整備と拡充が必要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) ボランティアに対する関心の拡大

これまでボランティアに関わりのなかった人たちにも興味を持ってもらい、ボランティア活動に携わる人材を増やす取組に努めます。

住民のボランティアへの関心を高め、誰もが背伸びせず、気軽に、できる範囲のボランティア活動を一つでも体験できるよう、「だれもがワンボラ」を合い言葉に、継続してボランティアのきっかけづくりやボランティア活動に関する支援を進めていきます。

実施目標(2) ボランティアセンターの整備・拡充

ボランティアセンター事業を行う市社会福祉協議会と市民活動支援センターとが連携し、それぞれの活動拠点を活用することで、ボランティアの活性化や活動範囲の拡大に努め、ボランティアセンター機能の整備と拡充を図ります。

実施目標(3) ボランティアの養成・活動支援

ボランティアに従事する人を養成し、支援を行っていくことで、ボランティア活動の拡大や充実を図ります。

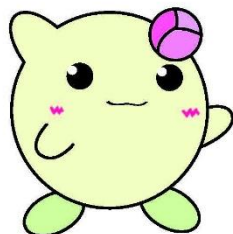
地域住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、専門性を生かした取組を行うボランティア団体等の活動に対して支援を行います。

それぞれの主な役割

住民
<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動をする気持ちを大切にし、情報収集に努めます。 ○ 趣味や経験を生かし、自分が得意とする分野のボランティア活動へ積極的に参加し、スキルアップに取り組みます。 ○ ボランティアセンター等を活用して自分にできることを見つけます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動未経験者への参加の呼びかけや、参加しやすい活動の工夫に努めます。 ○ 社会福祉法人による地域における公益的な取組を推進します。 ○ 地域で活動する団体同士が情報共有し、連携を図ります。 ○ 企業等による地域における社会貢献活動やボランティア活動を推進します。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ○ 社協だよりや「<u>まなぼら</u>[*]」で福祉ボランティアの活動を周知します。 ○ ボランティアのスキルアップを図り、中長期的に活動できるよう支援します。 ○ 市民からのボランティアに関する相談に応じ、活動支援に取り組みます。 ○ ボランティアセンターと市民活動支援センターとが連携し、ボランティアの需給調整が円滑に進むようコーディネートします。
市
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「だれもがワンボラ運動」を推進し、ボランティア活動に対する気運を醸成するよう努めます。 ○ ボランティアセンターと市民活動支援センターの機能の充実を図り、ボランティアマッチング活動を推進します。 ○ 市民活動に関する情報提供やセミナーの開催、活動団体設立に関する相談等により、幅広い分野の市民活動を支援します。 ○ ボランティア団体等の活動を支援します。

主な事業・取組

実施目標	事業又は取組	担当部署
(1) ボランティアに対する 関心の拡大 〈7〉	①ボランティア活動に関する広 報の実施、広報紙「まなぼら」 の発行	地域振興課 生涯学習課 市社会福祉協議会
	②ボランティアセンター事業 ③共同募金配分金事業	市社会福祉協議会
(2) ボランティアセンタ ーの整備・拡充 〈8〉	①ボランティアマッチング	地域振興課
	②ボランティアセンター事業 ③共同募金配分金事業	市社会福祉協議会
(3) ボランティアの養成・ 活動支援 〈9〉	①各ボランティア養成講座の開 催	地域振興課 生涯学習課
	②手話・要約筆記・点訳奉仕員養 成事業	障害福祉課
	③ボランティアセンター事業 ④共同募金配分金事業	市社会福祉協議会



基本目標Ⅱ 地域福祉を推進するための環境づくり

活動目標1 社会資源の見直しと交流の促進

現状と課題

*
要配慮者を地域で支えるのは、既存の保健・医療・福祉関係機関ではありません。入所施設から地域生活へという流れの中で、必要な支援が届くよう、地域住民はもとより、地域の様々な社会資源を活用し、しっかりと支える体制をつくることが求められます。

そのため、地域住民を始め様々な組織や団体と連携しながら、福祉以外の社会資源も活用した課題解決に取り組むことが必要となっています。

また、市民アンケートでは、約6割の方が地域での付き合いがある程度あり、9割以上の方が地域での付き合いの必要性を感じています。これまで「ふれあい・いきいきサロン」や「通いの場」の増設に取り組んできましたが、今後も、幅広い世代の住民が地区の行事等に参加できるよう、気軽に立ち寄れる場や情報を交換できる場等、住民相互の交流を促進する場づくりを進めるとともに、活動を発展させていくための支援が必要となっています。

そうした中で、「こども食堂」や「地域食堂」といった地域のあらゆる年代の方が気軽に集まれる場は、地域住民の交流拠点であり問題解決を図る場として期待されています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 交流の場づくり

地域住民が気軽に集える場として、公共施設等の社会資源を有効に活用するとともに、幅広い世代の住民や地区組織、各種団体等が、情報交換や交流、ボランティア活動の場として気軽に集える機会や拠点づくりを図ります。

実施目標(2) 当事者団体への支援

当事者団体（高齢者、障害のある人の団体等）への人的・物的支援により、福祉活動の輪の広がり、機能の充実につなげていきます。

また、家族会等の当事者団体への活動支援や地域の関係機関、団体等との連携を図り、各種活動や地域交流の場づくりを通じた情報交換の場や機会を確保し、身近な情報の共有・活用を支援します。

実施目標(3) 既存の制度や人材・団体等の活用

既存制度の効果的な活用方法の検討や、分野を横断した連携の場やつながりづくりに取り組むことによって、制度の狭間に陥らない支援体制づくりや新たなサービス等を支援します。

実施目標(4) 世代間交流の促進

豊かな知識と経験を有するおじいちゃん、おばあちゃんの知恵や知識の伝承等、世代間や世代を越えた交流を促進します。

それぞれの主な役割

住民
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設、空き店舗等を活用して福祉活動を行うよう努めます。 ○ 当事者団体の活動を知り、地域福祉活動の理解を深めます。 ○ 内容を理解して、適切な福祉サービスが受けられるよう情報収集に努めます。 ○ 「ふれあい・いきいきサロン」や介護予防活動としての「通いの場」について理解し、講習会等に参加します。 ○ 近所付き合い等コミュニケーションを大切にして、地域のまつり等、身近な場所での交流を図ります。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民が集える場として活用できる施設を提供するとともに、地域づくり活動や社会貢献活動に努めます。 ○ これまでに培った経験を生かし、地域公益活動を推進します。 ○ 地域の子どもたちと大人の多世代交流拠点となる「こども食堂(地域食堂)」等を開設し、運営します。 ○ 住民同士のつながりを深め、新規参加者の発掘を行いながら、活動継続に努めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区集会所、老人憩の家、空き店舗等を活用して、誰もが参加しやすい「ふれあい・いきいきサロン」の活動等を支援します。 ○ 当事者団体の活動を社協だより等で紹介することで、団体への参加を促します。 ○ 地域のニーズを踏まえた地域公益活動の促進を図ります。 ○ 制度の狭間にあるような「こども食堂(地域食堂)」等の新たな拠点づくりに、既存の団体だけでなく、新たな団体ともつながりをつくれるようアドバイスや支援を行います。 ○ 地域における世代間交流の行事等の開催に協力します。

市

- 当事者に対して、当事者団体を紹介します。
- 当事者団体のPRへの協力や、活動を支援します。
- 既存のサービスを見直し、ニーズに応じたサービスの検討を進めていきます。
- 地域公益活動や社会貢献活動を支援します。
- 既存の公共施設等を活用して、地域の拠点整備を図り、地域交流の場を活用した住民同士の交流・孤立防止の取組を支援します。
- 学校行事や課外活動等の場で高齢者や障害のある人との交流の機会をより多く設けられるよう働きかけます。
- 学校、公共施設の開放等、住民の交流の場を提供するよう努めます。

主な事業・取組

実施目標	事業又は取組	担当部署		
(1) 交流の場づくり ＜10＞	①学校施設開放事業	教育総務課		
	②公民館運営業務	生涯学習課		
	③老人憩いの家維持管理事業 ④介護予防・日常生活支援総合事業(通いの場の設置) ⑤認知症カフェ設置事業 ⑥元気アップくらぶ事業	高齢福祉課		
	⑦福祉センター運営事業	福祉総務課		
	⑧地域子育て支援拠点事業	子育て推進課		
	⑨地域福祉活動推進事業	市社会福祉協議会		
	(2) 当事者団体への支援 ＜11＞	①老人クラブ助成事業、認知症家族会支援	高齢福祉課	
②福祉援護団体育成費補助事業		障害福祉課		
③母親クラブ活動支援 ④子育て支援活動補助事業 ⑤こども食堂ネットワーク支援事業 ⑥こどもの居場所づくり事業		こども相談支援課		
⑦戦傷病者戦没者遺族等援護事業 ⑧犯罪被害者等支援事業		福祉総務課		
⑨法人運営事業 ⑩障害福祉事業 ⑪共同募金委員会		市社会福祉協議会		
(3) 既存の制度や人材・団体等の活用 ＜12＞		①地域福祉活動推進事業 ②児童福祉事業 ③地域公益活動推進協議会	市社会福祉協議会	
		(4) 世代間交流の促進 ＜13＞	①地域の人材を生かした授業の実施	学校教育課
			②三世代交流事業	高齢福祉課
③保育所地域活動事業			子育て推進課	
④老人福祉事業			市社会福祉協議会	

活動目標 2 相談支援体制の充実

現状と課題

人々が生活していく上で生じる課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労、教育、家計、そして社会的孤立や社会参加など、「暮らし」や「しごと」といった生活の全般にまで及びます。

また、それぞれの課題が複合的に絡んでいるものや「制度の狭間」にあるものなど、公的サービスのみでは解決できない場合もあり、このような課題へ対応するため、ボランティア団体やNPO、地域住民等の取組を促進し、関係機関のネットワークづくりを進め、土台となる「地域力の強化」を行っていくことが必要です。

そして、公的支援のあり方としても「縦割り」から「丸ごと」、即ち、分野横断的な支援へと転換することが求められています。

現在の福祉サービスは自分でサービスを選び、契約を通じて利用することとなっています。誰もが自らの意思と判断に基づいて福祉サービスを利用できるよう、支援の仕組みや制度について周知し、体制を充実させることが必要です。

中でも、認知症高齢者や障害のある人が、判断能力が不十分な場合などに、財産管理や日常生活で生じる契約で不利益を被らないよう保護するとともに、利用者の苦情や悩み事の相談に応じ、安心して生活ができるように支援することが必要です。

また、DVや虐待等専門性の高い問題への対応については、早期発見、早期支援といった迅速な対応が必要であり、状況によって関係機関との連携が不可欠となります。

さらに、犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援することも、安全安心な社会の実現から重要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 相談支援事業の啓発と推進

積極的な広報や啓発活動により様々な相談事業を紹介するとともに、不安や悩みを抱える人のニーズに適切に対応できる相談事業の充実を図ります。

情報交換会・事例検討会の開催、専門的な研修会へ参加し、相談従事者の相談・指導能力の向上を図ります。

実施目標(2) 地域の生活課題や住民の個別課題の把握と解決に向けた取組

地域住民を巻き込み、地域の課題を地域で解決していくための意識の醸成と支援機関との連携強化を図るとともに、地域の生活課題や住民の個別課題を発見・把握する必要があるため、地区社会福祉協議会や地域包括支援センター等による住民座談会等の開催や地域の実情に応じた年間地域福祉事業に対する支援等を行います。

地域住民が主体的に地域の生活課題や住民の個別課題を解決する環境を作るため、課題の解決に向けた地域住民の話し合いの場づくりを進め、地域住民等による日常的な見守り訪問活動や関係機関等との連携を図り、課題解決に向けて取り組みます。

実施目標(3) 権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進

福祉サービスを利用する人が、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が低下した場合でも、権利が擁護される体制の充実として日常生活自立支援事業や、判断能力が不十分な人の法律上の権利を保護する仕組みである成年後見制度の利用を推進していきます。

そのため、令和3年に市社会福祉協議会に設置した「防府市成年後見センター」を^{*}地域連携ネットワークにおける^{*}中核機関として位置付け、成年後見制度の普及、啓発、相談を行い、^{*}市民後見人等の育成や^{*}親族後見人も含めた活動支援について体制を整備していきます。

また、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり、金銭管理が必要な人や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている人への支援について検討します。

実施目標(4) 虐待防止、差別解消の取組

高齢者、障害のある人やこども等への虐待の未然防止や早期発見・早期対応に向けた相談支援体制の充実や、関係機関の連携強化を図ります。

人権を取り巻く状況は、社会環境の急激な変化に伴い、全国的に複雑化・多様化する傾向にあり、新たな人権課題も生じてきています。

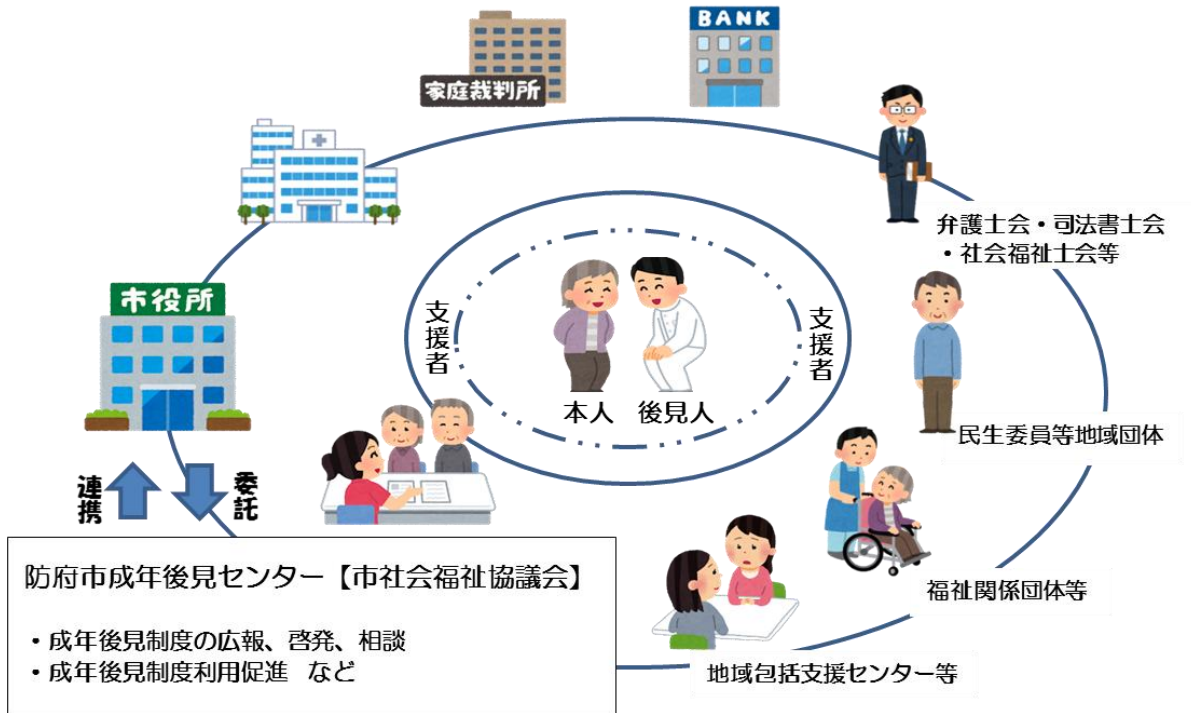
障害等を理由とする差別を始め、様々な人権課題の解決に向けて、国や県、関係機関等と連携し、市民や事業者の人権に関する正しい理解を深めるとともに、人権尊重意識の高揚を図ります。

それぞれの主な役割

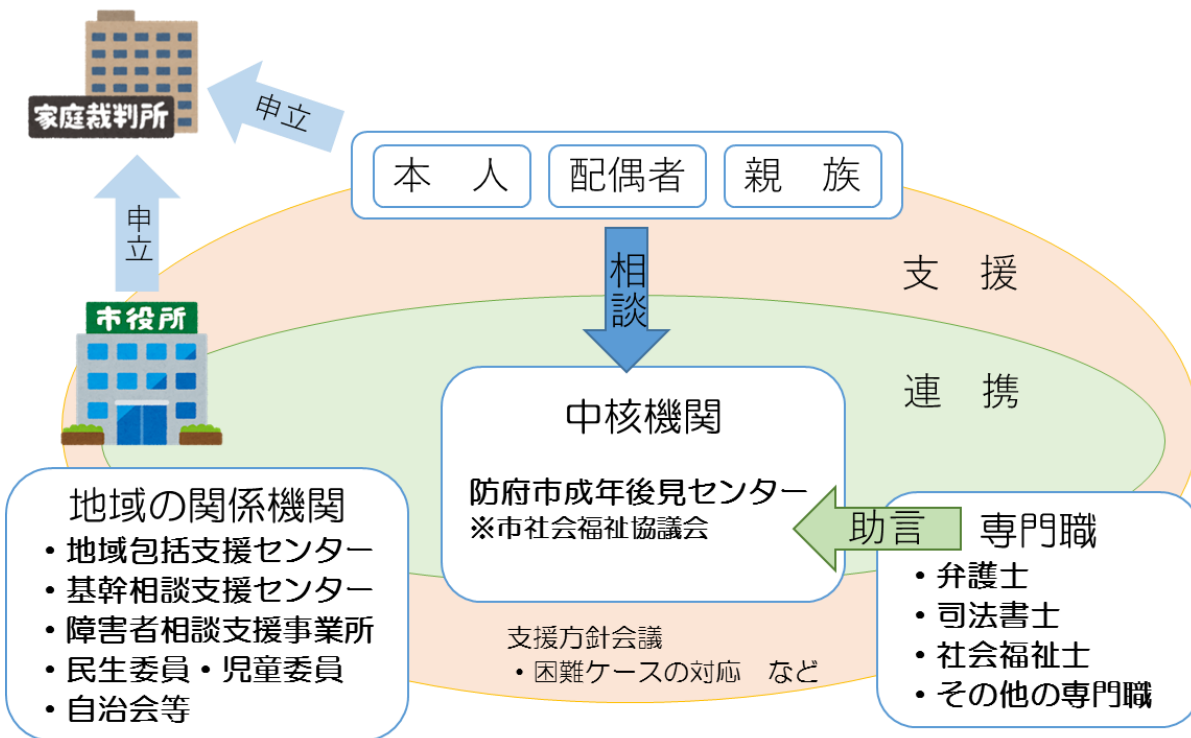
住民
<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙やホームページ等を利用して、各分野の相談支援機能や相談窓口等への理解・認識を深め、不安や悩みがある場合には、相談窓口を利用するよう努めます。 ○ 日頃から各家庭や隣近所等で挨拶や見守りなどのコミュニケーションを図るとともに、地域の生活課題等の状況把握や住民相互での助け合いに努めます。 ○ 日常生活自立支援事業や成年後見制度について知り、必要に応じて活用していくよう努めます。 ○ 虐待・DV、高齢者や障害のある人について、正しい理解・認識を深めるとともに、身近で被害に気付いた場合は、民生委員・児童委員や関係機関に連絡・相談します。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民一人ひとりが人権課題を理解し、お互いの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現を目指します。
<p>地域・関係機関・団体等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の中で困っている人や地域の困り事に気付いたら、声かけや相談窓口を紹介するなど地域や地域の福祉団体等との連携に努めます。 ○ 相談業務に関する研修会へ積極的に参加し、相談者のプライバシー保護等に一層配慮します。 ○ 地域の生活課題等の把握のため、関係機関との連携を図ります。 ○ 地域の生活課題を積極的な視点で捉え、地域で解決できることは地域で解決するとともに、困難な課題については、関係機関につなぎます。 ○ 多様な主体がそれぞれの役割や自主性を踏まえつつ、相互に連携して学習機会の充実などに努め、人権意識の高揚を図ります。
<p>市社会福祉協議会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰もが必要な支援を受けられるよう、制度の周知や相談対応を行います。 ○ 地区社会福祉協議会の年間地域福祉事業を支援することで、課題把握から解決につなげることができる見守り活動を促進します。 ○ ひきこもり等の複雑化する福祉課題に対応できる[*]プラットフォームや居場所づくりを進めます。 ○ 市からの委託を受けて成年後見センターを運営し、成年後見制度の利用促進を図ります。 ○ 低所得等の理由により他に後見人の選任が困難な方の後見人等となり後見業務を行います。 ○ 仕事や生活など、様々な困難により生活に困窮している方の相談を受け、日常生活自立支援事業により、一人ひとりの状況に合わせた支援を行います。 ○ 関係機関相互の連携強化を図り、虐待・DVの未然防止や早期発見に努めます。
<p>市</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種相談窓口を設置し相互に連携することで、相談従事者の資質向上を図り、迅速かつ適切な対応を行います。 ○ 防府市人権推進指針を策定し、人権を尊重した行政の推進、人権教育・人権啓発の推進、相談体制の充実などの諸施策に取り組みます。 ○ 障害のある人に対する差別解消への取組について、市民や企業、商業施設等に対し、法の趣旨の周知や理解の促進・啓発を図ります。

・地域連携ネットワークのイメージ



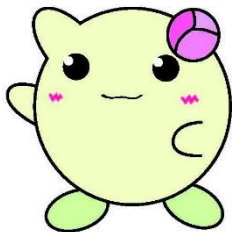
・成年後見制度利用促進（相談～申立段階）の連携体制のイメージ



主な事業・取組

実施目標	事業又は取組	担当部署
(1) 相談支援事業の啓発と推進 〈14〉	①無料法律相談	くらし安全課
	②高齢者相談支援の充実、各包括支援センターとの連携	高齢福祉課
	③障害者相談支援の充実、基幹相談支援センター運営、相談支援事業所との連携	障害福祉課
	④こども相談支援の充実、こども家庭センター運営事業	こども相談支援課
	⑤児童福祉相談支援事業	
	⑥こころの健康づくり事業	健康増進課
	⑦男女共同参画相談事業	福祉総務課
	⑧犯罪被害者等支援事業	
	⑨福祉総合相談窓口	
	⑩生活困窮者自立支援事業	生活支援課 市社会福祉協議会
⑪生活支援事業	市社会福祉協議会	
(2) 地域の生活課題や住民の個別課題の把握と解決に向けた取組 〈15〉	①地域福祉活動推進事業	市社会福祉協議会
(3) 権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進 〈16〉	①成年後見制度利用支援事業	福祉総務課 生活支援課 高齢福祉課 障害福祉課
	②権利擁護事業	市社会福祉協議会
(4) 虐待防止、差別解消の取組 〈17〉	①地域包括支援センターに高齢者虐待相談窓口設置	高齢福祉課
	②障害者虐待防止センター運営事業	障害福祉課
	③障害者差別解消法に基づく取組	
	④こども家庭センター運営事業	こども相談支援課
	⑤児童福祉相談支援事業	
	⑥保健センター機能の充実	健康増進課

	⑦男女共同参画相談事業 ⑧防府市人権推進指針に基づく取組	福祉総務課
	⑨人権学習市民セミナー等開催	生涯学習課
	⑩老人福祉事業 ⑪障害福祉事業 ⑫児童福祉事業 ⑬生活支援事業	市社会福祉協議会



活動目標3 安全・安心を守る活動の推進

現状と課題

少子高齢化の進行や家族機能の低下等により、地域社会では住民同士のつながりが希薄化しているため、避難行動要支援者へのきめ細かい支援体制や緊急時等における地域の支え合いの確立等が求められています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 避難行動要支援者の避難支援等の体制づくり

災害時の支援体制の整備、協力等、いざという時の安心づくりを進めます。

実施目標(2) 安全・安心な地域づくりの推進

防犯等の活動を推進し、支援するなど、安全・安心な地域づくりに取り組みます。

それぞれの主な役割

住民
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で実施される防災訓練に参加し、防災支援体制を把握し協力します。 ○ 災害時には、声をかけ合い、支援を必要とする人（要配慮者）や近所の人たちと一緒に安全な場所へ避難します。 ○ 日頃から各家庭や隣近所等で挨拶や見守りをするなどして人間関係を築き、住民相互の助け合いに努めます。 ○ 防犯に努め、不審者や事件、事故等を見かけたら通報に努めます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会等による[*]自主防災組織づくりを推進し、地域での防災意識を高めるよう努めます。 ○ 避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画の作成に努めます。 ○ 防犯パトロールやこどもの登下校の見守り等の防犯活動の継続に努めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民同士の支え合いを支援します。 ○ 市や市民活動支援センターと連携し、災害ボランティアセンターの運営スタッフの育成強化に努めます。 ○ 小地域福祉活動による一体的できめ細かい地域の見守り体制や活動を促進します。

市
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者名簿を作成し、関係者と情報の共有することで、避難行動要支援者に適切な情報を迅速に伝える体制を整備します。 ○ 災害時の支援体制を整備し、強化するとともに、各地区における自主防災組織の育成、災害に備えるための活動を支援します。 ○ 市社会福祉協議会や市民活動支援センターと連携した、災害ボランティアの育成や活動支援、有事には災害ボランティアセンターの設置、運営を支援します。 ○ 警察や青少年育成市民会議等との連携を強化し、「子ども110番の家」の啓発や巡視活動、「青少年の被害・非行防止運動」による活動等を行い、地域における様々な防犯活動を促進します。 ○ 防府市高齢者等見守り活動事業協力事業者と連携した見守り活動を実施します。

主な事業・取組

実施目標	事業又は取組	担当部署
(1) 避難行動要支援者の避難支援等の体制づくり ＜18＞	①災害時要配慮者支援事業、災害時避難支援情報提供登録	高齢福祉課
	②災害時避難支援情報提供登録	障害福祉課
(2) 安全・安心な地域づくりの推進 ＜19＞	①交通安全啓発事業	くらし安全課
	②消費生活事業	
	③地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	学校教育課
	④子ども安全安心対策事業、非行防止・環境浄化活動	生涯学習課
	⑤更生保護団体助成	福祉総務課
	⑥ボランティアセンター事業	市社会福祉協議会
	⑦地域福祉活動推進事業	

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

活動目標1 包括的支援体制の整備

現状と課題

人々が生活していく上で生じる課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労、教育、家計、そして社会的孤立や社会参加など、「暮らし」や「しごと」といった生活の全般にまで及びます。

また、それぞれの課題が複合的に絡んでいるものや「制度の狭間」にあるものなど、公的サービスのみでは解決できない場合もあり、このような課題へ対応するため、ボランティア団体やNPO、地域住民等の取組を促進し、関係機関のネットワークづくりを進め、土台となる「地域力の強化」を行っていくことが必要です。

そして、公的支援のあり方としても「縦割り」から「丸ごと」、即ち、分野横断的な支援へと転換することが求められています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 包括的支援体制の構築

^{*} 地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、多様なニーズを拾いあげる「全世代型・全対象型地域包括支援体制」づくりに取り組みます。

社会福祉法第106条の4に規定する、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を視野に入れ、同法第106条の2及び3に規定する包括的な支援体制として、本市が目指す地域福祉のイメージ(P12)の実現に向けて、福祉総合相談窓口を中心とした本市独自の相談支援体制(P60)を充実させます。

実施目標(2) 多様な関係機関・団体等との連携

支援を必要とする人が増加し、ニーズも多様化している中、地域からの相談を受け、福祉の課題に対応していくため、^{*} コミュニティ・ソーシャル・ワーカー(CSW)や、生活支援コーディネーター、^{*} 相談支援専門員といった福祉の専門職を配置するとともに、制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う^{*} 相談支援包括化推進員を中心に、複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応します。

また、各々の専門性をいかし、多様なニーズにも対応できるよう、保健・医療・福祉等関係機関との更なる連携を進めます。

さらに、ニーズの多様化等により、公的な福祉サービスだけでは支援ができない分野では、NPOや市民活動団体等とも連携し、支援の幅の拡大を図ります。

実施目標(3) 個人情報の保護

個人情報の適切な取り扱いやプライバシーの配慮について、支援の担い手への理解を促進します。

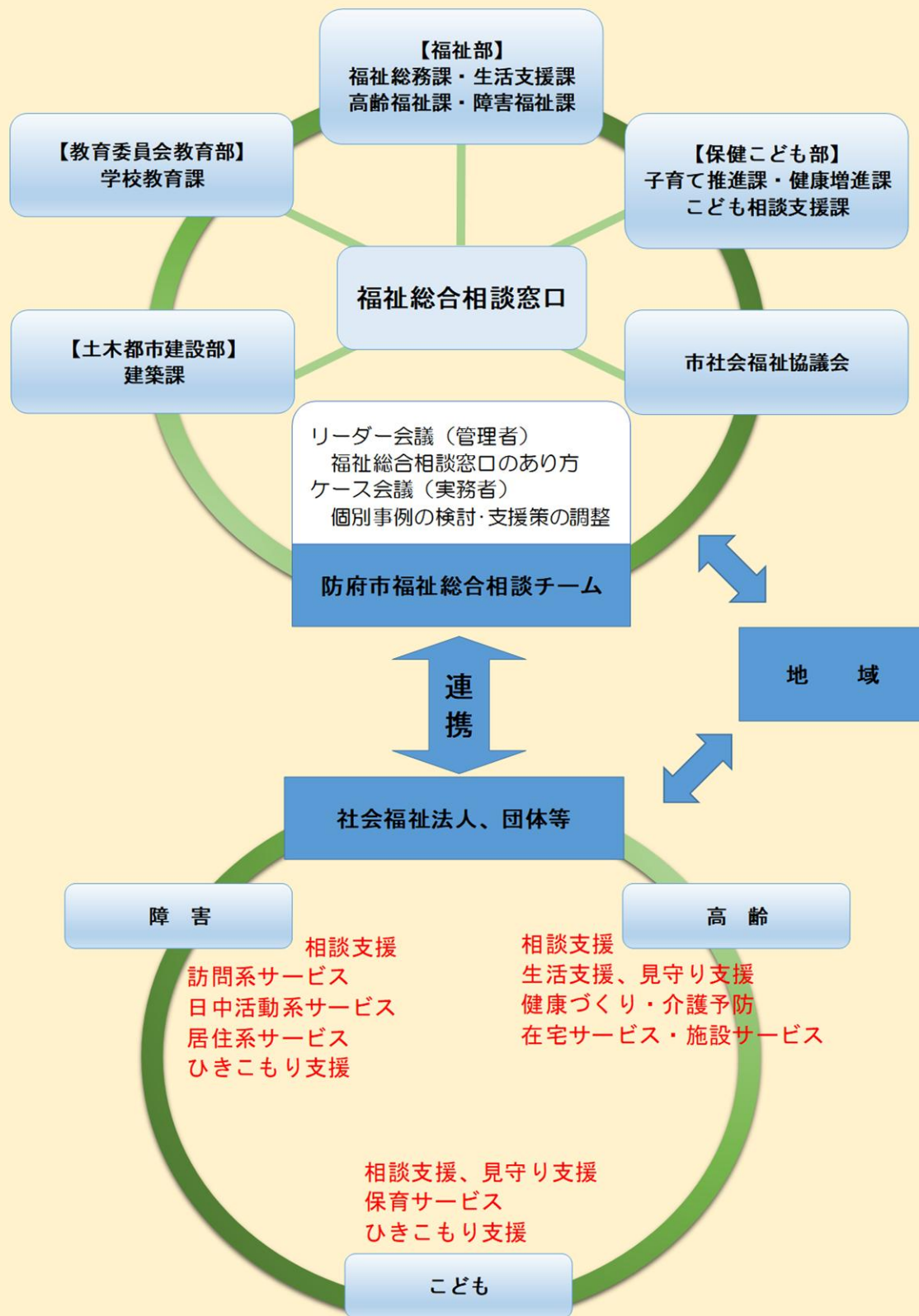
それぞれの主な役割

住民
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各分野の相談支援機能や相談窓口等への理解・認識を深めます。 ○ 地域福祉や自治会活動等に関心を持ち、積極的に参加・協力します。 ○ 日常の近所付き合いの中でも、個人情報の取り扱いには十分配慮します。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援を必要とする人を、適切な相談機関、専門職につなげるよう、福祉員、民生委員・児童委員、専門職との関係構築を図ります。 ○ 活動団体同士の連携に努め、住民に幅広い地域活動への参加を促す組織運営に努めます。 ○ 個人情報の取り扱いに配慮しながら、支援を必要とする人の課題発見と解決に努めます。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政や民間福祉団体等、その他関係機関等との連携を強化し、情報共有しながら問題解決に努めます。 ○ 個人情報の取り扱いには十分配慮し、適正に取り扱うことで住民との信頼関係を築きながら、情報共有ができるように努めます。 ○ 生活困窮者に対し、自立相談と資金の貸付けを連携して行うことにより効果的な自立支援に努めます。
市
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉総合相談窓口が困りごと相談の最初の入り口となり、様々な団体等と連携して複合化・複雑化した課題の解決に努めます。 ○ 複合的な課題や「制度の狭間」にある課題の解決に向け、福祉総合相談窓口を中心に、庁内外の関係機関とのネットワークを強化します。 ○ 個人情報を適正に取り扱うことで、住民との信頼関係を築きながら、情報共有ができるように努めます。

主な事業・取組

実施目標	事業又は取組	担当部署
(1) 包括的支援体制の構築 〈20〉	①福祉総合相談窓口を中心とした総合的な相談支援体制づくり	福祉総務課 生活支援課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て推進課 こども相談支援課 健康増進課 建築課 学校教育課
	②生活支援事業	市社会福祉協議会
(2) 多様な関係機関・団体等との連携 〈21〉	①地域ケア会議	高齢福祉課
	②防府市地域総合支援協議会	障害福祉課
	③要保護児童対策地域協議会 ④子育て世代包括支援ネットワーク会議 ⑤地域の子育て支援団体とのネットワークの推進	こども相談支援課
	⑥生活困窮者自立支援事業	生活支援課 市社会福祉協議会
	⑦資金貸付事業 ⑧地域福祉活動推進事業 ⑨権利擁護事業 ⑩地域公益活動推進協議会	市社会福祉協議会
	①個人情報の適切な取り扱いにかかる周知	福祉総務課 生活支援課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て推進課 こども相談支援課 健康増進課 建築課 学校教育課 市社会福祉協議会

・市の包括的支援体制



活動目標2 地域福祉サービスの充実

現状と課題

これまで、市民に対して分かりやすく情報を発信するため、広報紙やホームページ、各種パンフレットに加え、コミュニティFMの活用などの様々な情報手段を用い行ってきましたが、複雑化・多様化する福祉制度等に関する情報を、より分かりやすく地域住民へ提供できる体制を整えていく必要があります。

また、福祉サービスが契約制度へと移行する中、支援を必要とする人たちの生活課題はますます複雑化・多様化しています。そういった課題に対応していくために、これまでのように地区座談会等を開催して福祉課題やニーズを把握するとともに、利用者のニーズに対応した適切なサービスを提供できるよう、介護や生活支援の事業者、NPO等が連携して、それぞれの特性を生かした事業の展開を促進するなど、サービスの質的向上を図ることが求められています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 情報提供の充実

福祉への理解と関心を持ってもらうため、広報紙やホームページ等を活用し、福祉サービスや制度に関する情報等を分かりやすく情報発信します。

実施目標(2) 福祉ニーズの把握

地域での福祉関係者合同研修会や地区座談会の開催、福祉サービス提供者との情報共有等により、住民の福祉に対するニーズを把握し、課題や問題の解決に向けた意識づくりに努めます。

実施目標(3) 連携・協働による福祉サービスの提供

福祉サービスの提供者や関係機関との連携・協働により、ニーズに即した福祉サービスの提供を促進していきます。

実施目標(4) 福祉サービスの質の向上

地域住民が安心して福祉サービスを利用できるよう、それぞれの福祉サービスの内容を評価することにより、福祉サービスの質の向上等を図ります。

実施目標(5) 苦情相談の対応

福祉サービス利用者の立場に立ったサービス提供体制が確保されるよう、苦情解決制度による適切な解決に努めます。

それぞれの主な役割

住民
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉に関する制度やサービスに関心を持ち、内容を理解して選択します。 ○ 地域の身近な困り事は、住民同士で助け合います。 ○ 要望・意見等があれば、地域の組織に伝えます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 相互に連携を図るとともに共有できる情報を発信します。 ○ 福祉活動を通して、地域の中での福祉課題を把握し、ニーズに即した福祉サービスの提供に努めます。 ○ 研修会等への参加や他の機関との情報交換により、福祉サービスの質の向上に努めます。 ○ 福祉サービス利用者からの苦情を真摯に受け止め、迅速・誠実に対応して解決を図ります。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ○ 社協だよりやホームページ等を活用して、より多くの福祉情報が得られるよう情報発信に努めます。 ○ 地区社会福祉協議会と福祉関係者合同研修会や座談会等を開催することで、住民ニーズの把握と地域で課題を解決する福祉力の育成に努めます。 ○ 福祉サービス利用者からの苦情を真摯に受け止め、迅速・誠実に対応して解決をするよう努めます。
市
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市広報やホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティFM等による、充実した情報発信に努めます。 ○ 点字版広報や音声広報の発行、講演会等において要約筆記者や手話通訳者の配置を行います。 ○ 住民の意見等を積極的に把握し、適切な福祉サービスの提供を図ります。 ○ 県社会福祉協議会の実施する「福祉サービス第三者評価」等を活用し、受審事業者の拡大とともに福祉サービスの向上が図られるよう支援します。 ○ 福祉サービス事業者等に対して自己評価を促し、サービスの向上を図ります。 ○ 苦情を真摯に受け止め、迅速・誠実に対応して解決をするよう努めます。

主な事業・取組

実施目標	事業又は取組	担当部署
(1) 情報提供の充実 〈23〉	①広報やホームページ等を活用した福祉サービスや制度の情報提供	くらし安全課 福祉総務課 生活支援課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て推進課 こども相談支援課 健康増進課 市社会福祉協議会
(2) 福祉ニーズの把握 〈24〉	①各研修会や座談会、計画に基づくアンケート等の実施	福祉総務課 生活支援課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て推進課 こども相談支援課 健康増進課 市社会福祉協議会
(3) 連携・協働による福祉サービスの提供 〈25〉	①緊急通報体制整備事業	高齢福祉課
(4) 福祉サービスの質の向上 〈26〉	①事業者への自己評価及び公表の指導 ②事業者への実地指導	生活支援課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て推進課
(5) 苦情相談の対応 〈27〉	①各相談窓口業務	福祉総務課 生活支援課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て推進課 こども相談支援課 健康増進課 市社会福祉協議会

活動目標3 支え合いのネットワークの拡充

現状と課題

ひとり暮らし高齢者やひとり親家庭等で悩みや問題を抱えている人の孤立が増えてきています。

今後も、「小地域福祉活動計画」に基づきながら、孤立状態をなくし、地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関や地域の組織、生活関連事業者等による地域での見守り活動等、地域全体での支え合いのネットワークを強化することが重要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標(1) 社会福祉協議会の基盤強化

地域福祉活動の中心的な存在である市社会福祉協議会の体制や財政基盤を強化し、各地域での活動拠点となる地区社会福祉協議会の活動促進と併せて、地域福祉活動を推進します。

実施目標(2) 地域での連携の促進

地域のネットワーク活動を促進するとともに、自治会単位の福祉活動が活発化するよう支援していきます。

それぞれの主な役割

住民
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の行事や活動を理解し、積極的に参加・協力します。 ○ 住民相互の交流を深め、地域福祉活動を他人事とは思わず、自分の事(我が事)とした意識の向上に努めます。
地域・関係機関・団体等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動を積極的に住民へ周知し、関心を持ってもらえるよう、効果的な情報提供に努めます。 ○ 住民に幅広い地域活動への参加を促していく組織運営に努め、住民の地域福祉活動を支援します。
市社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「福祉の輪づくり運動」の推進組織として活動の活性化を図ります。 ○ 寄付金等の財源を活用し、様々な地域福祉活動を実施します。 ○ 中期経営計画に基づき、法人の基盤強化に取り組みます。

○ 階層別研修及び専門研修を積極的に受講し、個人及び組織力の向上を図ります。
市
○ 地域福祉ネットワークの中心的存在としての市社会福祉協議会の活動を支援します。
○ 運営費等の助成により、市社会福祉協議会の財政基盤の強化を支援します。
○ 各地域の福祉関係機関・団体等との連携を促進します。

主な事業・取組

実施目標	事業又は取組	担当部署
(1) 社会福祉協議会の基盤強化 〈28〉	①市社会福祉協議会への助成及び活動支援	福祉総務課
	②法人運営事業 ③善意銀行事業	市社会福祉協議会
(2) 地域での連携の促進 〈29〉	①自治会の福祉活動への支援	地域振興課
	②地域福祉活動推進事業	市社会福祉協議会

